

廃 第 2 4 1 号
平成 2 9 年 5 月 1 1 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

廃棄物処理法に基づく行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者
住 所 埼玉県所沢市東所沢一丁目 2 3 番地の 2 3
名 称 株式会社秀明グループ
代 表 者 代表取締役 豊泉 明雄

2 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第 0 1 2 0 0 0 8 3 6 5 4 号
許可年月日 平成 2 8 年 1 月 2 2 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

3 処分年月日 平成 2 9 年 5 月 1 1 日

4 行政処分の内容
許可の取消し

5 行政処分の理由

株式会社秀明グループは、平成 2 9 年 3 月 2 9 日に東京都知事から法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを受けた。

この事実により同社は法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する法第 1 4 条第 5 項第 2 号イ (法第 7 条第 5 項第 4 号二) に該当した。

環境生活部廃棄物指導課
監視指導室指導班 越後谷 孝大
TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 4
FAX 0 4 3 - 2 2 1 - 5 7 8 9